

副本

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国:

## 準備書面(4)

平成21年12月8日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福光洋



益子浩



島田順



山本文



安部憲



舟津龍



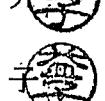
田留章



川口耕一郎



閑口恭



北郷伸



小川誠



鴨下誠

1 「韓国側の見解等」を不開示とする理由について	6
2 不開示理由 2該当文書	8
(1) 日韓予備交渉法的地位関係会合第41～45回会合（文書677・乙 第85号証, 番号1）	8
(2) 第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第四 回会合（文書1074・乙第86号証, 番号2）	9
(3) 日韓国交正常化交渉（条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印）（文書3 9.1・乙第87号証, 番号3）	10
(4) 抑留者相互釈放実施計画に関する日韓間第五打合せ会議（文書414・ 乙第88号証, 番号4）	11
(5) 不法入国者名簿（文書437・乙第89号証, 番号5）	11
(6) 日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュース ソース（文書807・乙第90号証, 番号6）	13
(7) 現段階における日韓会談漁業委対策（文書813・乙第91号証, 番号 7）	13
(8) 在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談（文書945・ 乙第92号証, 番号8）	14
(9) 日韓予備会議開催（文書1037・乙第93号証, 番号9）	15
(10) 日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録（文書1046・乙第9 4号証, 番号10）	16
(11) 日韓交渉に関する第1回各省打合会次第（文書1052・乙第95号 証, 番号11）	17
(12) 日韓会談無期休会案（文書1054・乙第96号証, 番号12）	17
(13) 日韓会談継続の可否について（文書1055・乙第97号証, 番号1 3）	19
(14) 日韓会談決裂善後対策（文書1062・乙第46号証, 番号14）	20

(15) 日韓予備交渉（第49～50回会合）（文書1170・乙第98号証, 番号15）	21
(16) 日韓予備交渉（第51～60回会合）（文書1171・乙第99号証, 番号16）	22
(17) 日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告（文書1189・乙第 100号証, 番号17）	23
(18) 日韓条約諸協定の実施状況（文書1243・乙第101号証, 番号1 8）	24
(19) 請求権についての法律問題（文書1298・乙第102号証, 番号1 9）	25
(20) 在韓私有財産権放棄と国内補償問題（文書1302・乙第103号証, 番号20）	26
(21) 日韓間請求権特別取極の諸様式について（文書1306・乙第104号 証, 番号21）	27
(22) 沢田、柳会談要旨（文書322・乙第105号証, 番号25）	28
(23) 日韓会談に対する見方（文書350・乙第106号証, 番号26）	29
(24) 宮内庁書陵部所蔵の書籍（文書386・乙第107号証, 番号27）	30
(25) 日韓国交正常化交渉の記録 総説七（文書506・乙第108号証, 番 号28）	30
(26) 大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿（文書520・乙第109号証, 番号29）	31
(27) 日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針（文書718・乙第110号証, 番号30）	32
(28) 寺内文庫現状（文書1116・乙第111号証, 番号32）	34
(29) 日韓文化財引渡し打合せ会（文書1120・乙第112号証, 番号	

33)	34
(30) 日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談) (文書1126・乙第11 3号証, 番号34)	35
(31) 日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル) (文書1127・乙第56号証, 番号35)	36
(32) 対韓国強硬措置に関する会議関係の件 (文書1139・乙第114号証, 番号36)	36
(33) 日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置(試案)の大要 (文書114 3・乙第115号証, 番号37)	38
(34) 対韓牽制措置および強硬措置として想定しうる手段(試案) (文書11 44・乙第116号証, 番号38)	39
(35) 日韓予備交渉漁業関係会合日韓主査間の非公式会合について (文書11 62・乙第117号証, 番号39)	39
(36) 日韓関係の調整 (文書1257・乙第118号証, 番号40)	40
(37) 日韓全面会談の開催とその決裂 (文書1261・乙第119号証, 番号 41)	41
(38) 在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決 (文書1276・乙第12 0号証, 番号42)	42
(39) 在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決 (文書1277・乙第12 1号証, 番号43)	42
(40) 韓国側の対日請求内容についての作業日程(案) (文書1296・乙第1 22号証, 番号44)	43
(41) 日韓国交正常化交渉の記録 総説十二 (文書1316・乙第123号 証, 番号45)	44
(42) 請求権に関する一般的問題点 (文書1349・乙第124号証, 番号 46)	45

(43) 日韓会談における請求権問題の未解決点について（文書1374・乙 第125号証, 番号47）	45
(44) 韓国に対する経済協力政策（文書1376・乙第126号証, 番号4 8）	46
(45) アジア局主要懸案処理日報抜粋（文書1399・乙第42号証, 番 号49）	47
(46) 第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議（文 書1408・乙第127号証, 番号50）	48
(47) 日韓会談に対する韓国首席代表の考え方（文書1409・乙第128 号証, 番号51）	48
(48) 日韓会談に関する澤田代表の講話（文書1421・乙第129号証, 番号52）	49
(49) 高杉代表の発言問題（文書1422・乙第130号証, 番号53） .....	50
(50) 日韓会談に関する韓国紙の観測（文書1424・乙第131号証, 番号 54）	50

被告は、本件準備書面に於いて、準備書面(1)ないし(3)に引き続き外務大臣による不開示処分の適法性について主張する。

また、不開示部分の表記及び略語は、従前の例による。

なお、組織名及び役職は当時のものとする。

## 1 「韓国側の見解等」を不開示とする理由について

被告が、「韓国側の評価等を開示することにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある」と主張する個別具体的な理由は、以下のとおりである。

### (1) 日本と韓国が保有する情報は同一ではないこと

我が国と韓国との二国間における交渉の記録であっても、韓国政府が保有している交渉記録の記載内容と外務省が保有している日本国政府の交渉記録の記載内容とは完全に一致するものではないと合理的に推認される。すなわち、交渉記録には、相手側との交渉における双方の具体的な発言内容だけでなく、個々発言内容に対する評価、分析及び判断なども記載され得るからである。したがって、本件対象文書中にこのような情報が記載されている場合、これを公にすることによって相手国である韓国政府のみならず第三国等との関係においても、信頼関係を損なうおそれがあるので、交渉記録については、相手国政府が保管する文書を公開しているか否かにかかわらず、開示・不開示の判断を慎重に行う必要がある。

それぞれが最高独立の主権を有している主権国家が対等に存在する国際社会においては、あらゆる国が外交を通じてそれぞれの国益を実現させようとしているのであり、我が国の立場、国益と他国のそれとは必ずしも一致するものではない。各国政府が保有する情報の公開についても、それぞれの国が公開を決定するに当たって、専門的、政策的な判断により、自国の国益を害するおそれの有無、あるいは公開することによる利益の有無等について慎重に検討し、少

なくとも自国の国益を損なうことのないように独自に判断を下しているものと考えられ、また、国益に照らして公にされない場合もあるものと考えられる。

よって、我が国が国の安全等に関わる秘密を含む情報を内包する行政文書を公開しようとする場合にも、我が国の国益や立場を総合的に検討し独自に判断した上で決定する必要があり、単に相手国が我が国との二国間交渉に係る文書を公開したことを持って、「我が国が当該交渉に係る文書を開示したとしても、我が国の『外交にとって不利益を生ずるおそれ』はない」と断定し得ないことは明らかである。

### (2) 日本側の見解が含まれていること

例えば、文書1728（乙第69号証）、文書1809（乙第73号証）及び文書1879（乙第81号証）に関しては、不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対応策に対する韓国の評価及び具体的対策が記載されている。右発言等は竹島問題に関する日本政府が提起した具体的対応策に対する韓国側の具体的見解であり、竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国間問題であって、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがないよう細心の注意を払う必要がある。

「韓国側の見解等」に該当する不開示部分に記載された情報は、竹島問題に関して日本政府が提起した具体的対応策に対し韓国のみならず第三国の対応をも示唆した忌憚のない韓国側の具体的見解、及びそれに対する日本側の見解も含むものである。これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報（法第5条3号）に該当する。

### (3) 韓国側として公になることを想定していないこと

また、上記3文書については、日韓両政府において公表を前提としないで行われた政府当局者による率直な会談の記録又は具体的提案が含まれており、こ

のような会談における発言が明らかになることは韓国側としても想定していない。

したがって、上記会談の記録を全面的に公開すれば、韓国政府との信頼関係が損なわれ、外交交渉においても重要な水面下における率直なやり取りを通じた交渉も困難になる上、ひいては同国との相互の信頼関係に基づき保たれている現在の正常な関係に支障を及ぼすことになりかねないことから、外務大臣が極めて慎重かつ詳細な検討を行って本件不開示決定処分をしたものである。

## 2 不開示理由 2 該当文書

### (1) 日韓予備交渉法的地位関係会合第41～45回会合（文書677・乙第85号証、番号1）

#### ア 不開示情報の内容

文書677（乙第85号証）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和38年12月13日、同月19日、同月26日、昭和39年1月14日、同月17日に各自開催された、第41回ないし第45回「日韓予備交渉法的地位関係会合」（以下「会合」という。）における日本側及び韓国側の各出席者の発言要旨等が記載されている。

文書677のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は20頁（-20-）下から5行目ないし21頁（-21-）上から2行目までの約8行分であり、昭和39年1月14日に開催された第44回会合において、在日韓国人の法的地位に関し、韓国側の李局長が、思想的な面で帰化を許可しないということはあるかと尋ねたに対し、日本側の星課長が回答した我が国政府による具体的運用についての見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書677の不開示部分に記載された情報は、在日韓国人の帰化の許可要件について、思想的な面で帰化を許可しない場合があるかという極めてデリ

ケートな問題について、日本側が、建て前論ではなく、本音ともいべき率直な見解が記載されており、当然のことながら我が国政府の非公式の見解である。したがって、上記情報を公にすると、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容が明らかになり、帰化の運用についての非公式見解が明らかになることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(2) 第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第四回会合（文書1074・乙第86号証、番号2）

ア 不開示情報の内容

文書1074（乙第86号証）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和33年6月9日に開催された在日韓国人の法的地位に関する日韓会合の要旨が記載されている。

文書1074のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は2頁（-2-）左から2行目ないし3頁（-3-）右から8文字であり、上記日韓会合において、在日韓国人の法的地位に関して、悪質犯罪者についての我が国の見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1074の不開示部分に記載された情報は、在日韓国人の法的地位に関する日韓会合において、日本側の勝野主査が述べた悪質犯罪者に対する取扱いについての率直な見解である上、我が国政府の非公式見解であるから、公にすることにより、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3

号、6号)に該当する。

(3) 日韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)(文書391・乙第87号証、番号3)

ア 不開示情報の内容

文書391(乙第87号証)は、外務省が作成した「条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印」と題する文書の「関連文書」中にあり、公にしないとの条件で外部から任意に提供された文書であり、日韓国交正常化に向けた財産権請求問題、漁業問題、在日朝鮮人の国籍処遇問題、経済協力問題等を巡る日韓会談の経緯、今後の対策等が具体的に記載されている。

文書391のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は359頁ないし381頁(—358—に「次頁以下23頁不開示」と記載された部分)で、外部から提供された文書で、日韓間の財産請求権問題、経済協力問題について記載されている。

なお、当該不開示箇所については、不開示理由2に加え、不開示理由1を追加して主張する。

イ 不開示理由

文書391の不開示部分に記載された情報は、日韓間の財産請求権問題、経済協力問題についての日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。また、北朝鮮との国交正常化交渉において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある不開示情報にも該当する。

さらに、上記文書は公にしないとの条件で外部から任意に提供された文書であり、契約に関する情報が記載されていることから、公にすることにより、

当該法人の正当な利益を害するおそれがある不開示情報(法第5条2号)にも該当する。

(4) 抑留者相互釈放実施計画に関する日韓間第五打合せ会議(文書414・乙第88号証, 番号4)

ア 不開示情報の内容

文書414(乙第88号証)は、外務省アジア局が作成した文書であり、昭和33年1月28日に開催された日韓両国の抑留者相互釈放実施計画に関する日韓間第5回打合せ会議の要旨が記録されている。

文書414のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は15頁(—15—)右側の書面左から3行目ないし2行目の約1行分であり、上記会議において議論された入国管理局の経費運営について、韓国側代表柳公使の率直な見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書414の不開示部分に記載された情報は、抑留者相互釈放実施計画に関する打合せ会議において、韓国側代表柳行使が発言した内容そのものであり、しかも、その内容は入国管理局の経費運営についての率直で忌憚のない意見であるから、韓国側も公になることを想定していないものである。

したがって、このような情報を公にすることは、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における韓国側代表者の率直な発言内容を明らかにすることになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

(5) 不法入国者名簿(文書437・乙第89号証, 番号5)

ア 不開示情報の内容

文書437(乙第89号証)は、不法入国者名簿、「交換名簿に記載された

大村収容者 980 名の内訳」と題する文書及び「日韓会談及び相互送還に関する交渉経過通報に関する件」と題する文書等不法入国者に対する対応や大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業等について法務省、外務省が各々作成した内部文書である。

文書 437 のうち、不開示理由 2 に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 124 頁（-27-）下から 2 行目ないし 125 頁（-28-）  
上から 3 行目までの約 5 行分

大村収容所に収容されていた韓国人の第 1 次送還事業を実施した際の具体的な状況について、法務省入国管理局次長が外務省北東アジア課長に報告した内容が具体的に記載されている。

- ② 184 頁及び 185 頁（-59-）に「次頁以下 2 頁不開示」と記載された部分)

大村収容所に収容されていた韓国人送還事業において韓国に送還された特定の韓国人に関する情報が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

- ①について

①の不開示部分に記載された情報は、大村収容所に収容されていた韓国人の第 1 次送還事業を実施した際の具体的な状況について政府内部における内部報告で、送還された韓国人らの個別具体的な状況について詳細に報告された内容になっているので、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第 5 条 3 号、6 号）に該当する。

- ②について

②の不開示部分に記載された情報は、大村収容所に収容されていた韓国

人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人に関する情報である上、韓国に送還する際及び送還された後における韓国側の対応を含む具体的情報であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

**(6) 日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソース**

**(文書807・乙第90号証、番号6)**

**ア 不開示情報の内容**

文書807（乙第90号証）は、昭和36年7月14日付で外務省北東アジア課が作成した内部文書で、日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事の経緯とニュースソースについての調査した事項が具体的に記載されている。

文書807のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は3頁（-3-）下から3行目ないし4行目の約半行分及び4頁（-4-）枠外下2行分であり、日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソースを特定する事項及びニュースソースについての外務省の見解が具体的に記載されている。

**イ 不開示理由**

文書807の不開示部分に記載された情報は、日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソースについて、外務省が独自に調査した結果取得した情報であり、当該ニュースソースを特定しうる情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

**(7) 現段階における日韓会談漁業委対策（文書813・乙第91号証、番号7）**

### ア 不開示情報の内容

文書 813（乙第91号証）は、昭和37年1月24日付けで外務省が作成した「現段階における日韓会談漁業委対策に関する件」と題する内部文書であり、漁業問題に関する日韓会談の経緯と今後の展望について、外務省アジア局宇山審議官が水産庁村田次長との間で協議した内容が具体的に記載されている。

文書 813 のうち、不開示理由 2 に基づく不開示部分は 2 頁（-2-）5 行目であり、韓国側が漁業協定締結に応じないと予想される根拠について我が国の見解が具体的に記載されている。

### イ 不開示理由

文書 813 の不開示部分に記載された情報は、日韓漁業問題において懸案となっている漁業協定締結に韓国側が応じないと予想される理由について、日本政府部内における外務省と水産庁の幹部間において率直に議論して協議した結果である上、あくまで推測的な見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## （8）在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談（文書945・乙第92号証、番号8）

### ア 不開示情報の内容

文書 945（乙第92号証）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和37年2月2日に開催された「在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談」の要旨が記載されている。

文書 945 のうち、不開示理由 2 に基づく不開示部分は 2 頁（-2-）上から 2 行目ないし 4 行目の 2 行分であり、上記会談の開始において、日本側代表の高瀬局長が、上記会談の開催意義について述べた率直な見解が具体的

に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 945 の不開示部分に記載された情報は、在日韓国人の法的地位に関する委員会の非公式会談において日本側政府代表者が、上記会談の開催意義について述べた非公式見解であり、韓国側においても公にすることを予定していないものである。

したがって、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

### (9) 日韓予備会議開催（文書 1037・乙第93号証、番号9）

#### ア 不開示情報の内容

文書 1037（乙第93号証）は、昭和27年7月4日付で外務省アジア局第2課が作成した「日韓予備会談開催に関する件」と題する内部文書であり、日韓国交正常化に向けた日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省内部の見解が記載されている。

文書 1037 のうち、不開示理由 2に基づく不開示部分は 5 頁（-5-）左から約 3 行分であり、日韓会談の現状を分析し、同会談を再開するための方針について外務省内部で検討した結果が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1037 の不開示部分に記載された情報は、日韓会談の現状分析及び同会議を再開するための方針について外務省内部で検討した結果を具体的かつ詳細に記載したものである上、あくまで外務省内部における見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当

する。

(10) 日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録（文書1046・乙第94号証、番号10）

ア 不開示情報の内容

文書1046（乙第94号証）は、外務省アジア局第2課が作成した「日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事要旨」と題する内部文書で、日韓会談再開に向けて開催された第1回省内打合せ会議の議事録である。

文書1046のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①10頁（-10-）右から4行目ないし5行目の約2行分、及び、②14頁（-14-）右から3行目ないし5行目の約3行目であり、いずれも日韓国交正常化交渉を目的とした日韓会談の再開における日韓間の懸案について外務省内で協議した際の率直な意見が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

①について

①の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項の一つである「請求権問題」を解決するため、アメリカ合衆国政府に協力を求めた際の同政府の対応状況が具体的かつ詳細に記されており、公にするにより、韓国のみならずアメリカ合衆国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

②について

②の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項の一つである「漁業権問題」を解決する上で障害となっている具体的問題について外務省内部で検討した際、韓国側からの視点に立って推認した率直な見解であり、あくまで、外務省内部の推認による見解であるから、公にするこ

とにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(11) 日韓交渉に関する第1回各省打合会次第（文書1052・乙第95号証、番号11）

ア 不開示情報の内容

文書1052（乙第95号証）は、昭和28年4月20日付で外務省アジア局第2課が作成した「日韓交渉に関する第1回各省打合会次第」と題する内部文書であり、同年4月14日に、外務省、法務省、大蔵省、運輸省、通産省及び農林省の各関係者が出席して開催された日韓交渉の再開に関する第1回各省打合せ会における協議内容の要旨等が記載されている。

文書1052のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①19頁（-19-）左から2行目ないし1行目の約1行分、②20頁（-20-）左から1行目ないし21頁（-21-）右から5行目までの約6行分、③41頁（-41-）左から1行目ないし42頁（-42-）右から4行目までの約5行分であり、いずれも、上記打合せ会において、在日韓国人関連の問題について、鈴木法務省入国管理局長が発言した見解及び下田外務省条約局長が発言した見解の一部である。

イ 不開示理由

①ないし③の不開示部分に記載された情報は、日韓における懸案事項の一つである「国籍処遇問題」に関する政府府部内での打合せにおける、在日韓国人に対する率直でついて忌憚のない意見である。このような情報を公にすることは、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(12) 日韓会談無期休会案（文書1054・乙第96号証、番号12）

### ア 不開示情報の内容

文書1054（乙第96号証）は、昭和28年6月13日、同月21日及び同月23日付けで外務省が作成した内部文書によって構成されており、いずれも、日韓会談を無期休会することについて久保田外務省参与らの見解が記載されている。

文書1054のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

なお、②については、不開示理由2に加え、不開示理由1を追加して主張する。

① 3頁（-3-）左から1行目ないし4頁（-4-）右から2行目までの約3行分

李承晩大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏まえ、日韓会談の休会を検討していた外務省の見解が具体的に記載されている。

② 10頁（-10-）左から3行分

財産請求権問題についての韓国側の対応について外務省の率直な見解が記載されている。

③ 17頁（-17-）

日韓会談への対応は、李承晩大統領の後継者が知日派である可能性もあることを想定して検討すべきとする外務省の率直な見解が記載されている。

### イ 不開示理由

①及び③について

①及び③の各不開示部分に記載された情報は、いずれも、反目的であるとされていた李承晩大統領に対する対応策について外務省内部で忌憚のない議論がなされた際に出された将来的な動向を予測した可能性としての所感的な見解であり、韓国の内政について将来予測的な可能性を前提とした見解である。

このような外務省内部での検討は、公開されることが予定されていないものであり、このような内部的見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、様々な事態に対して効果的な検討作業ができなくなるおそれがある。

したがって、このような見解を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## ②について

②の不開示部分に記載された情報は、日韓会談の無期休会について外務省内部で検討した際に、日韓間における重要な懸案事項の一つである「財産・請求権問題」について議論した際に提示された、韓国側の要求についての忌憚のない推測的な見解である。

したがって、このような情報が公にされると、韓国側の要求についての我が国の率直な推測的見解が明らかになって、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、かつ、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## (13) 日韓会談継続の可否について（文書1055・乙第97号証、番号13）

### ア 不開示情報の内容

文書1055（乙第97号証）は、昭和28年6月22日付けで外務省アジア局第2課が作成した内部文書であり、日韓会談継続の可否に関する外務省の見解及び今後の展望が、交渉の妥協をはかる場合（上段）と休会する場合（下段）とに場合分けした上で具体的に記載されている。

文書1055のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、4頁（-4-）下段（休会する場合）右から2行目ないし5行目までの約3行分であり、日韓会談を休会とした場合に、朝鮮戦争後に予想される韓国復興特需が日本に与える影響について外務省の率直な見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1055の不開示部分に記載された情報は、日韓会談継続の可否を検討するに際し、仮に日韓会談を休会とした場合に、韓国復興特需が日本に与える影響について、外務省内部で忌憚のない率直な議論をした結果、提示された外務省内部の具体的な見解である上、日韓会談を休会した場合という仮定的な場面を想定して、韓国側の対応を推測した見解であるから、このような仮定的な推測的見解を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### （14）日韓会談決裂善後対策（文書1062・乙第46号証、番号14）

##### ア 不開示情報の内容

文書1062は、昭和28年10月26日付けで久保田外務省参与が作成した内部文書であり、日韓会談が決裂したことを受け、日本のとるべき善後策についての独自の見解が記載されている。

文書1062のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 4頁（-4-）左から3行目ないし5頁（-5-）右から4行目までの約7行分

日韓会談が決裂した原因について久保田参与の率直な見解が記載されている。

- ② 17頁右から3行目ないし20頁（-17-及び-17-に「次頁以下

### 3 頁不開示と記載された部分)

日韓会談の決裂後における、日韓間の諸懸案事項についての長期的な対策に関する久保田参与の見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

##### ①について

①の不開示部分に記載された情報は、日韓会談が決裂した原因について、久保田参与の本音とも言うべき所感的な個人的な見解が具体的に記されており、上記見解は個人的な見解である上、韓国に対する感情的な見解を含むものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

##### ②について

②の不開示部分に記載された情報は、日韓会談が決裂した後において、日韓間における諸懸案事項に対する対策について、韓国の内政状況にまで踏み込んだ久保田参与の個人的な見解が具体的かつ詳細に記されており、上記見解は個人的な見解である上、韓国の内政状況に踏み込んだ見解を含むものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (15) 日韓予備交渉（第49～50回会合）（文書1170・乙第98号証、番号15）

##### ア 不開示情報の内容

文書1170（乙第98号証）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和38年9月19日及び同月26日に各々開催された日韓予備交渉

第49回及び第50回各会合記録が記載されている。

文書1170のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は7頁（-7-）下から2行目ないし8頁（-8-）上から3行目であり、日韓予備交渉第50回会合において、韓国代表から、高級政治レベルの日韓会談を再開する必要性について質問されたのに対し、後宮外務省アジア局長が回答した内容の一部である。

#### イ 不開示理由

文書1170の不開示部分に記載された情報は、日韓会談再開の必要性について、後宮外務省アジア局長が回答した率直で忌憚のない本音とも言うべき見解であり、上記会合自体非公開で開催されたものであるから、韓国側も上記会合における発言内容が公表されることを予定していないものといえる。

したがって、日本側が記録していた会合内容に関する情報を日本側が一方的に公表することにより、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における両者の率直な発言内容が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

### （16）日韓予備交渉（第51～60回会合）（文書1171・乙第99号証、番号16）

#### ア 不開示情報の内容

文書1171（乙第99号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和38年10月4日から同年12月12日までの間に行われた日韓予備交渉の第51回ないし第60回会合の各記録が記載されている。

文書1171のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は60頁（-60-）下から5行目ないし61頁（-61-）上から1行目までの約6行分であり、日韓予備交渉第60回会合において、後宮局長が冒頭で発言した財産

請求権問題に関する外務省の率直な見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1171 の不開示部分に記載された情報は、財産請求権問題に関する解決策として、外務省の率直な見解が具体的かつ詳細に記されており、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における本音とも言うべき率直な発言内容であるから、韓国側も公表されることを予定していないものであるとみとめられる。

したがって、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第 5 条 3 号、6 号）に該当する。

### (17) 日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告（文書 1189・乙第 1 00 号証、番号 17）

#### ア 不開示情報の内容

文書 1189 は、外務省が作成した「日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告」と題する内部文書であり、昭和 27 年 3 月 11 日に行われた財産請求権問題に関する日韓非公式会談の結果報告書ある。

文書 1189 のうち、不開示理由 2 に基づく不開示部分は 3 頁（-3-）右から 2 行目から 4 行目までの約 3 行分であり、同日午後に実務レベルで行われた上記非公式会談の具体的な状況が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書 1189 の不開示部分に記載された情報は、日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について、非公式で行われた事務レベル協議について、同日午前中に開催された日本側大野代表と韓国側林代表との非公式会談において、林代表が同日午後の協議に参加しない旨表明し、日本側も了解していたが、実際には出席した事情について、外務省が独自に入手した情報に

に基づいて検討した結果が率直な見解を交えて具体的に記されている。

上記不開示情報は、外務省が独自に入手した情報を前提としたものである上、韓国側代表者が態度を急変させた理由を推測したものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

**(18) 日韓条約諸協定の実施状況（文書1243・乙第101号証、番号18）**

**ア 不開示情報の内容**

文書1243は、昭和41年2月1日、同年4月7日、同年7月12日、同年9月1日付で外務省北東アジア課が作成した「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書及び同年6月27日付で同課が作成した「日韓間主要案件表」と題する文書によって構成されている。

文書1243のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、55頁（-5-）上から4行目から7行目までの約3行分であり、昭和41年9月1日付け「日韓条約諸協定の実施状況」と題する文書中の「4 戦後処理関係(1) 権太在住韓国人の帰国仲介問題」という項目にあり、権太在住韓国人の帰国仲介問題に関する韓国側からの申入れに対する外務省の率直な見解が記載されている。

**イ 不開示理由**

文書1243の不開示部分に記載された情報は、帰国意思を表明している権太在住韓国人のうち、日本居住希望者に対しては、これを認めて欲しい旨の韓国側の申入れに対し、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果に基づく推測的見解が、具体的かつ率直に記載されているものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当

する。

(19) 請求権についての法律問題（文書1298・乙第102号証、番号19）

ア 不開示情報の内容

文書1298（乙第102号証）は、外務省が作成した「請求権についての若干の法律問題」と題する内部文書及び「平和条約第4条(b)項と在南鮮旧日本財産との関係」と題する内部文書によって構成されている。

文書1298のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、いずれも「平和条約第4条(b)項と在南鮮旧日本財産との関係」と題する文書中にあり、以下のとおりである。

① 38頁（-32-）左から3行分

在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定について、政府部内においても見解の対立が存することが具体的に記載されている。

② 52頁（-45-）及び53頁（-46-）

国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた「平和条約の特別取極その他国際間の条約、協定によって国が在外私有財産についてその所在国の処分権を認めあるいは在外私有財産を放棄するが如き場合にも憲法29条に定める補償をしなければならないか。」という問題について、「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を評価した内容が記載されている。

イ 不開示理由

①について

在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定問題について政府においても見解の対立があったのであり、①の不開示部分に記載された情報は、ある見解の背景に存する考え方について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果が具体的かつ率直に記されている。

上記在外本店会社の在日財産の帰属問題は、朝鮮銀行等韓国の在外会社

の在日財産処分に関連して日韓間における重大な争点となっていたことから、①の不開示情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## ②について

②の不開示部分に記載された情報は、国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた在外私有財産の処分等にも憲法29条の補償を要するかという問題について、「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解である。

上記在外私有財産の処分等について補償を要するかについての問題は、日韓間における重大な懸案事項である対韓請求権問題にも関連する問題であるから、②の不開示情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## (20) 在韓私有財産権放棄と国内補償問題（文書1302・乙第103号証、番号20）

### ア 不開示情報の内容

文書1302（乙第103号証）は、外務省アジア局第2課が作成した「在韓私有財産権放棄と国内補償問題」と題する内部文書であり、韓国との条約によって在外私有財産を放棄した場合の国内補償に関する問題についての外務省内部の見解が記載されている。

文書1302のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①3頁（-3-）右から3行目ないし5行目までの約3行分、②7頁右から4行目ないし14頁（-7-及び-7-に「次頁以下7頁不開示」と記載された部分）で

あり、国内補償問題を巡る憲法、国際法の解釈及び我が国の今後の対応について、外務省内部で協議された検討結果が具体的かつ詳細に記載されている。

#### イ 不開示理由

##### ①について

①の不開示部分に記載された情報は、在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して、「補償を要する」とする多数説を前提として外務省独自に有している情報に基づいて内部で検討した結果が具体的に記載されているものであるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

##### ②について

②の不開示部分には、サンフランシスコ条約のもとにおいて、連合国及び中立国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄等した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題について、外務省が独自に有している情報に基づいて、国際法の解釈及び我が国の今後の対応について、外務省内部で協議された内容が具体的かつ詳細に記されており、公にすることにより、アメリカ合衆国、英國、仏国等の連合国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (21) 日韓間請求権特別取極の諸様式について（文書1306・乙第104号証、番号21）

##### ア 不開示情報の内容

文書1306（乙第104号証）は、昭和28年1月21日付けで外務省が作成した「日韓問題請求権特別取極の諸様式について」と題する内部文書

であり、財産請求権問題が膠着状態にあった当時の状況を踏まえ、行き詰まりを開拓するための対策等が具体的に記載されている。

文書1306のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は2頁（-2-）枠外上約6行分及び右から2行分であり、日韓間における重大な懸案事項であつた請求権問題について、財産請求権取扱の様式に関する当時の外務省の方針に関する具体的な所感が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1306の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓間における財産請求権問題に関し、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した結果である具体的対策及び具体的な所感が記されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(22) 沢田、柳会談要旨（文書322・乙第105号証、番号25、なお、番号22ないし24については、被告準備書面(1)28ないし30ページで既に主張している。）

#### ア 不開示情報の内容

文書322（乙第105号証）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和34年1月6日から同年11月14日までの間に開催された澤田首席代表と柳駐日韓国大使との合計15回にわたる会談の各要旨により構成されている。

文書322のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は16頁（-16-）1行目及び17頁（-17-）右から4行目であり、昭和34年1月12日に開催された第30次会談において、文化財の扱いについて述べた澤田首席代表の個人的かつ率直な見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書322の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓間において問題となっていた私有文化財の問題に関する、日韓両国間での率直なやり取りにおいて交わされた我が国政府の沢田首席代表が個人的見解であり、将来の外交上の懸念が記載されていることから、公にすることにより、日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における日本政府高官の個人的かつ率直な発言内容が明らかになり、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、その懸念に係る交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (23) 日韓会談に対する見方（文書350・乙第106号証、番号26）

##### ア 不開示情報の内容

文書350（乙第106号証）は、昭和35年11月28日付けで外務省北東アジア課が作成した「日韓会談に対する見方に関する件」と題する文書であり、日韓国交正常化に向けた第5次日韓会談予備会談に対する見方について日韓両国の政府高官の率直な見解が具体的に記載されている。

文書350のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①1頁（-1）約4行分、②2頁（-2-）2行目ないし10行目までの9行分、及び③8頁（-8-）6行目ないし7行目の2行分であり、①には、11月24日及び同月28日に前田北東アジア課長を来訪した韓国政府高官との懇談により、本件文書を作成するに至った経緯が具体的に記載され、②には、上記韓国政府高官の経歴及び人物評価等が具体的に記載され、③には、上記韓国政府高官が発言したときの状況等が具体的に記載されている。

##### イ 不開示理由

文書350の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓国交正常化に向けた第5次日韓会談予備会談等に対する見方について情報を提供した上記韓国政府高官の経歴及び人物評、情報を提供した経緯及び発言した際の状

況等について具体的に記載されたものであり、上記韓国政府高官も、非公式かつ内密に情報を提供したものであるから、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

**(24) 宮内庁書陵部所蔵の書籍（文書386・乙第107号証、番号27）**

**ア 不開示情報の内容**

文書386（乙第107号証）は、外務省北東アジア課が作成した昭和35年9月20日付け「宮内庁書陵部所蔵の書籍に関する件」、昭和38年3月11日付け「針谷参事官の宮内庁書陵部往訪の件」及び昭和39年3月11日付けの「宮内庁外務省図書館の韓国への寄贈に関する件打合せ」と題する各文書により構成されている。

文書386のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、22頁（-22-）下から2行目ないし23頁（-23-）上から3行目までの約5行分、及び、25頁ないし28頁（-24-）に「次頁以下5頁不開示」と記載された部分）であり、日韓会談に向けて外務省と宮内庁との間で行われた宮内庁図書の韓国への寄贈についての打合せにおける内部的な率直な意見、検討結果が具体的に記載されている。

**イ 不開示理由**

文書386の不開示部分に記載された情報は、文化財返還問題に関する、公表されることが全く想定されていない内部的な率直な意見、検討結果であり、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

**(25) 日韓国交正常化交渉の記録 総説八（文書506・乙第108号証、番号**

28)

(なお、被告準備書面(1)添付の不開示文書目録において「七」とあるのは誤記である。)

ア 不開示情報の内容

文書506（乙第108号証）は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録 総説八」と題する文書であり、日韓国交正常化に向けた第6次日韓会談の経緯と現状及び日韓予備会議開催に関する外務省の見解が記載されている。

文書506のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、299頁（-292-）3行目から7行目までの約4行分及び301頁（-294-）1行目から2行目、4行目から5行目及び8行目から9行目であり、いずれも、伊関アジア局長の「日韓交渉の回顧」に記載されたものであり、昭和37年3月12日から17日にかけて小坂外務大臣と崔德新外務部長官で行われた会談に関して伊関アジア局長、前田北東アジア課長及び柳谷北東アジア課首席事務官が協議した際の率直な見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書506の不開示部分に記載された情報は、第6次日韓会談の評価に関する外務省アジア局内部協議において交わされた率直で忌憚のない意見の一部であり、公にすることは全く想定されていないものである。

このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(26) 大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿（文書520・乙第109号証、番号29)

ア 不開示情報の内容

文書520（乙第109号証）は、昭和37年12月1日付で外務省が作成した「大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿」と題する文書であり、同年12月10日から13日にかけて訪韓予定であった大野自民党副総裁等議員団の名簿、行事日程表、訪韓中の「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書により構成されている。

文書520のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①8頁（-8-）下から3行目ないし9頁上から4行目までの約8行分、②9頁（-9-）下から2行の約1行分、③10頁（-10-）上から7行目ないし8行目の約2行分であり、いずれも、外務省が議員に対して作成した「御発言等特に御留意願いたい事項」と題する文書中にあり、訪韓中に注意すべき言動等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書520の不開示部分に記載された情報は、いずれも、外務省が独自に有している情報に基づいて分析した韓国に対する率直な見解が具体的に記載されているため、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、國の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (27) 日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針（文書718・乙第110号証、番号30）

##### ア 不開示情報の内容

文書718（乙第110号証）は、外務省が作成した文書であり、日韓国交正常化に向けて懸案となっていた漁業問題、在日韓国人の法的地位問題、財産請求権問題を協議するために昭和37年3月12日に開催された小坂外務大臣と崔德新外務部長官との間における日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針、発言応答要領、今後の対策等が具体的に記載されている。

文書718のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 38頁（-21-）下から5行目ないし39頁（-22-）上から5行目までの約10行分

日韓政治折衝における発言応答要領であり、在日韓国人の法的地位に関する政府部内の率直な見解が記載されている。

- ② 42頁（-25-）下から2行目ないし43頁（-26-）上から2行目までの約4行分

上記日韓政治折衝後の昭和37年3月14日に外務省北東アジア課において開催された同折衝の今後の進め方に関する打合せ会議における外務大臣の発言内容であり、同折衝における韓国側の対応についての率直な意見が個人的所感を交えて具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

##### ①について

①の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝において、在日韓国人の法的地位に関する国籍確認問題に対する我が国政府の対応についての率直かつ具体的な見解であり、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

##### ②について

②の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝に関する、外務省内での率直な検討の様子等が個人的な所感を交えて具体的に記されている。

したがって、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由

があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(28) 寺内文庫現状（文書1116・乙第111号証、番号32）

ア 不開示情報の内容

文書1116（乙第111号証）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、寺内正毅朝鮮総督が山口県立山口図書館に寄贈した書籍である寺内文庫についての概要が記載されている。

文書1116のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①73頁（-44-）下から5行目ないし3行目の約2行分及び②157頁（-72-）上から5行目ないし6行目の約2行分であり、①の不開示部分は、昭和40年4月14日付け外務省北東アジア課森田事務官作成の「寺内文庫朝鮮本調査出張報告」と題する文書中の「3 今回の出張調査、(d) 寺内文庫朝鮮本の性格」に記載された部分で、②の不開示部分は、同年5月17日付け外務省北東アジア課作成の「田川孝三博士の寺内文庫調査報告構造」と題する文書中の「田川博士発言要旨」に記載された部分で、いずれも、寺内正毅朝鮮総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1116の不開示部分に記載された情報は、寺内正毅朝鮮総督が在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯が具体的に記載されており、日韓間における懸案事項となっている文化財問題に関する内容を含むものであるから、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(29) 日韓文化財引渡し打合せ会（文書1120・乙第112号証、番号33）

### ア 不開示情報の内容

文書1120（乙第112号証）は、外務省が作成した文書であり、日韓文化財引渡しに関し、外務省内で検討された内容が具体的に記録された複数の文書によって構成されている。

文書1120のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、29頁（-28-に「次頁不開示」と記載されている部分）及び107頁（-106-）であり、韓国に対する文化財引渡しの手続きについて具体的に記載されている。

### イ 不開示理由

文書1120の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた文化財返還問題に関して、韓国に対する文化財引渡し手続に関する外務省内部における検討の様子が具体的かつ詳細に記載されている。このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

- (30) 日韓国交正常化交渉の記録（再開第6次会談）（文書1126・乙第113号証、番号34）

### ア 不開示情報の内容

文書1126（乙第113号証）は、外務省が作成した文書であり、日韓国交正常化に向け再開した第6次会談に関し、外務省内で検討された内容が具体的に記録された複数の文書によって構成されている。

文書1126のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は64頁（-64-）上から4行であり、「(3)米国政府の会談推進」と題する項目中にあり、バーネット米国国務次官補代理が後宮アジア局長を訪れて、吉田元総理の訪韓を要望したことに対する外務省の対応が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1126の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化に向けた第6次会談再開前に検討された吉田元総理訪韓に関する外務省内部での忌憚のない率直な意見が具体的かつ詳細に記されており、このような情報を公にすることにより、韓国及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

- (31) 日韓国交正常化交渉の記録（第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル）（文書1127・乙第56号証、番号35）

#### ア 不開示情報の内容

文書1127は、外務省が作成した文書であり、日韓国交正常化に向けた第7次会談再開に関し、外務省内で検討された内容が具体的に記録された複数の文書によって構成されている。

文書1127のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は38頁（11-37）の上から2行であり、杉道助日韓会談首席代表の逝去に伴い、外務省内において、第7次会談開始に向けて新首席代表を選出した具体的経緯がに記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1127の不開示部分に記載された情報は、日韓会談新首席代表が最終的に高杉晋一氏に決定するまでの経緯が具体的かつ詳細に記されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

- (32) 対韓国強硬措置に関する会議関係の件（文書1139・乙第114号証、番号36）

### ア 不開示情報の内容

文書1139（乙第114号証）は、外務省北東アジア課が作成した対韓強硬措置に関する複数の文書によって構成されている。

文書1139のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

① 13頁（-13-）5行目ないし10行目までの約6行分

昭和35年2月27日付け北東アジア課作成の「対韓強硬措置に関する省内会議に関する件」と題する文書の「Ⅲ代表部問題」の項目中にあり、「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法としての方策が詳細に記載されている。

② 45頁（-45-）6行目ないし15行目までの約8行分

昭和35年2月26日付け北東アジア課作成の「対韓強硬措置をとる場合第一段階としてとるべき措置（試案）」と題する文書の「1在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり、在日韓国代表部に対する措置の具体的方法として複数の方策が試案として詳細に記載されている。

③ 54頁（-54-）上から6行目ないし12行目までの7行分

昭和35年3月3日付け北東アジア課作成の「対韓強硬措置に関する第Ⅱ回省内会議に関する件」と題する文書の「Ⅲ在日韓国代表部に対する措置」の項目中にあり、在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中の一方策について検討した内容が詳細に記載されている。

④ 58頁（-58-）上から5行目ないし59頁（-59-）1行目までの9行分

③と同一の文書の同一項目中にあり、在日韓国代表部に対する措置の具体的方法の試案として提示された複数の方策中の一方策について検討した内容が詳細に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1139の不開示部分に記載された情報は、いずれも、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法であり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (33) 日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置（試案）の大要（文書1143・乙第115号証、番号37）

##### ア 不開示情報の内容

文書1143（乙第115号証）は、昭和35年3月付けで外務省が作成した文書であり、日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」について外務省内部で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1143のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、2頁（-2-）、6行目ないし8行目までの3行分及び11頁（-11-）9行目ないし11行目までの約3行分であり、想定される「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置に関する、外務省内での率直な検討の様子等が具体的に記載されている。

##### イ 不開示理由

文書1143の不開示部分に記載された情報は、日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等が具体的かつ詳細に記されており、を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## (34) 対韓牽制措置および強硬措置として想定しうる手段（試案）（文書1144）

## 4・乙第116号証、番号38)

## ア 不開示情報の内容

文書1144（乙第116号証）は、昭和37年5月31日付で外務省北東アジア課が作成した文書であり、いわゆる李承晩ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関し、外務省内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1144のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は8頁（-8-）上から3行目ないし7行目までの約5行分であり、「対韓強硬措置」の項目にあり、「対韓強硬措置」の一環としての在日韓国代表部に対する措置に関する外務省内での率直な検討の様子等が具体的に記載されている。

## イ 不開示理由

文書1144の不開示部分に記載された情報は、いわゆる李承晩ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関する、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等が具体的かつ詳細に記されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## (35) 日韓予備交渉漁業関係会合日韓主査間の非公式会合について（文書1162）

## 2・乙第117号証、番号39)

## ア 不開示情報の内容

文書1162は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和37年から38年にかけて開催された漁業問題に関する日韓非公式会合の概要、外務省内での検討内容が具体的に記載されている。

文書1162のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①7頁（-7

一) 下から1行目ないし8頁( - 8 - ) 上から1行目までの約2行分, ②48頁( - 48 - ) 上から6行分及び③98頁( - 98 - ) 上から2行目ないし4行目までの3行分であり, ①の不開示部分は, 昭和37年12月24日付け北東アジア課作成の「日韓予備交渉漁業関係会合非公式会合について」と題する文書中にあり, ②の不開示部分は, 昭和38年7月11日付けアジア局作成の「日韓漁業交渉の件」と題する文書中にあり, ③の不開示部分は, 同年11月29日付けアジア局作成の「崔換兼代表との会談の件」と題する文書中にあり, いずれも, 漁業問題に関する日韓両国の代表による率直な見解等が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1162の不開示部分に記載された情報は, いずれも, 日韓漁業問題に関する非公式会合における日韓両国の代表による率直で忌憚のない意見交換において, 日本政府が提起した具体的対策に対する韓国側意見が具体的かつ詳細に記されており, 韓国側も公表されることを想定していないものであり, このような情報を公にすることにより, 日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における上記率直な発言内容が明らかになり, 韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり, また, 国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号, 6号)に該当する。

#### (36) 日韓関係の調整(文書1257・乙第118号証, 番号4.0)

##### ア 不開示情報の内容

文書1257(乙第118号証)は, 昭和30年2月24日付け外務省作成の「日韓関係の調整に関する件」と題する文書であり, 日韓関係の調整に関し, 現状と今後の展望についての分析を交え, 外務省内で検討の内容等が具体的に記載されている。

文書1257のうち, 不開示理由2に基づく不開示部分は3頁( - 3 - )

枠外上の約4行分と右から4行目下の2行分であり、韓国・北朝鮮関係に関する外務省の率直な見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1257の不開示部分に記載された情報は、韓国・北朝鮮関係に関する外務省の検討の内容が率直かつ具体的詳細に記されており、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

### (37) 日韓全面会談の開催とその決裂（文書1261・乙第119号証、番号4

#### 1)

##### ア 不開示情報の内容

文書1261（乙第119号証）は、外務省が作成した複数の文書によって構成され、昭和26年から27年にかけて開催された第1次ないし第3次日韓会談の経緯及び会談が決裂した当時の状況を踏まえた今後の展望に関し、外務省内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1261のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は2頁（-2-）5行目ないし7行目までの約2行分であり、在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の率直な見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1261の不開示部分に記載された情報は、外務省が独自に有している情報に基づいて在日韓国人の法的地位について検討した内容が率直な見解を交えて具体的に記されており、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(38) 在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決（文書1276・乙第120号証、番号42）

ア 不開示情報の内容

文書1276（乙第120号証）は、昭和31年4月5日付で外務省が作成した「在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決に関する件（一）」と題する文書であり、在韓抑留日本人漁夫及び大村収容所に収容されていた韓国人に対する各対応について、法務省と外務省との内部的な検討の状況等が具体的かつ詳細に記録されている。

文書1276のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は7頁（-7-）1行目ないし2行目までの約1行分及び3行目ないし6行目までの約3行分であり、在日韓国人の法的地位問題に関する法務省の見解が記載されている。

イ 不開示理由

文書1276の不開示部分に記載された情報は、在日韓国人の法的地位問題についての韓国側政府高官の率直な発言内容に対する法務省の率直な意見、また、法務省から見た、この問題に関する外務省内の一定の見解についての率直な意見が具体的に記載されており、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(39) 在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決（文書1277・乙第121号証、番号43）

ア 不開示情報の内容

文書1277は、昭和31年4月6日付で外務省が作成した「在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決に関する件（二）」と題する文書であり、在韓抑留日本人漁夫及び大村収容所に収容されていた韓国人についての対応に関する、外務省の安藤参事官が法務省の内田入管局長と会談した要旨が記

録されている。

文書1277のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は8頁（-8-）右から2行目ないし3行目の約1行分であり、大村収容所に収容されていた韓国人の扱いに関して、内田入国管理局長の発言内容が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1277の不開示部分に記載された情報は、大村収容所に収容されていた韓国人についての対応に関し、入管局長が外務省に対する要望として述べた率直な見解であり、公にすることは全く想定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

### （40）日韓間抑留者相互釈放問題（文書1296・乙第122号証、番号44）

（なお、被告準備書面（1）添付の不開示文書目録記載の題名は誤記である。）

#### ア 不開示情報の内容

文書1296は、昭和31年12月25日付けで外務省が作成した「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書であり、在韓抑留日本人漁夫及び大村収容所に収容されていた韓国人についての対応並びに財産請求権問題に関する、政府部内での検討内容が具体的に記載されている。

文書1296のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、7頁（-7-）右から6行目から9行目までの約3行分であり、財産請求権問題に関する外務省の見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1296の不開示部分に記載された情報は、財産請求権問題に関し、外務省内部で検討した内容であり、このような情報を公にすることにより、

韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(41) 日韓国交正常化交渉の記録 総説十二（文書1316・乙第123号証、番号45）

ア 不開示情報の内容

文書1316（乙第1316号証）は、外務省が作成した複数の文書によって構成され、漁業問題、財産請求権問題、文化財返還問題、在日韓国人の法的地位問題等を巡る日韓国交正常化交渉における経緯が具体的に記載されている。

文書1316のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、以下のとおりである。

- ① 278頁（-275-）3行目ないし4行目までの約1行分及び9行目ないし11行目までの約3行分

在日韓国人の法的地位問題の交渉過程についての外務省の率直な見解が記載されている。

- ② 283頁（-280-）3行目ないし5行目までの約2行分、317頁（-311-）上から2行目ないし8行目までの約6行分、334頁（-327-に「次頁不開示分」と記載された部分）

いずれも文化財返還問題について外務省の見解が記載されている。

- ③ 346頁（-339-）5行目ないし347頁（-340-）2行目までの約8行分

文化財返還問題について、外務省と宮内庁との間で協議した内容が具体的に記載されている。

- ④ 372頁（-365-）直後の2頁分

日韓諸条約の翻訳状況に関する外務省の率直な見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1316の不開示部分に記載された情報は、いずれも、在日韓国人の法的地位問題の交渉過程、文化財返還問題、日韓諸条約の翻訳状況に関する政府部内で検討及び協議した内容や外務省の率直な見解であり、このような情報を公にすることは、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (42) 請求権に関する一般的問題点（文書1349・乙第124号証、番号46）

##### ア 不開示情報の内容

文書1349（乙第124号証）は、昭和36年2月6日付で外務省北東アジア課が作成した「請求権に関する一般的問題点」と題する内部文書であり、財産請求権問題に関して外務省内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1349のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、4頁（-3-）上から4行目ないし5行目の約2行分及び下から3行目の左側の2行分であり、財産請求権問題に関する外務省の見解が具体的に記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1349の不開示部分に記載された情報は、財産請求権問題に関して、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容及び交渉状況が率直な見解を交えて具体的に記されており、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

#### (43) 日韓会談における請求権問題の未解決点について（文書1374・乙第1

## 25号証、番号47)

### ア 不開示情報の内容

文書1374（乙第125号証）は、昭和40年1月12日付けで大蔵省理財局が作成した文書であり、財産請求権問題に関して政府部内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1374のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、6頁（-6-）5行目ないし6行目までの約2行分であり、財産請求権問題に関して、昭和37年11月に合意された大平・金了解を踏まえた爾後の対応について、具体的に記載されている。

### イ 不開示理由

文書1374の不開示部分に記載された情報は、財産請求権問題に関する率直な見解が具体的かつ詳細に記されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

## (44) 韓国に対する経済協力政策（文書1376・乙第126号証、番号48）

### ア 不開示情報の内容

文書1376（乙第126号証）は、昭和40年3月1日付けで外務省経済協力局が作成した「韓国に対する経済協力政策」と題する内部文書であり、韓国に対する経済協力政策に関して外務省内で検討した内容が具体的に記載されている。

文書1376のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①2頁（-2-）7行目8文字分及び②4頁（-4-）7行目ないし15行目までの約9行分であり、いずれも、韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解が記載されている。

### イ 不開示理由

①の不開示部分に記載された情報は、韓国に対する経済協力政策を行う我が国の立場について説明した率直な見解であり、②の不開示部分に記載された情報は、韓国に対する経済協力政策について外務省内で検討した内容が率直な見解を交えて具体的かつ詳細に記されており、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(45) アジア局主要懸案処理日報抜粋（文書1399・乙第42号証、番号49）

ア 不開示情報の内容

文書1399（乙第42号証）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和34年11月から昭和35年12月の間に作成された「アジア局重要懸案処理月報第18号」ないし「同第31号」と題する内部文書である。

文書1399のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①245頁（-238-）3行目まで及び5行目ないし9行目までの5行分、②246（-239-）12行目ないし247頁（-240-）2行目までの約10行分であり、いずれも、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、いわゆる李承晩ラインの警備強化及び漁船保護措置等その際にとり得る「対韓強硬措置」に関する外務省内での検討内容が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1399の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」に関して外務省内で検討された具体的方策であり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(46) 第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議（文書  
1408・乙第127号証、番号50）

ア 不開示情報の内容

文書1408（乙第127号証）は、外務省北東アジア課が作成した文書であり、昭和35年9月12日から同年10月14日の間に行われた在日韓国人の法的地位問題、漁業問題、文化財返還問題、財産請求権問題等に関する「第5次日韓会談に対する日本側基本決定のための各省代表打合会議」の第1回ないし第3回会合の記録が記載されている。

文書1408のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は12頁（-12-）1行目ないし7行目までであり、第5次日韓会談に対する日本側基本決定のための第2回各省代表打合会議における「在日韓国人法的地位問題」に關し、大蔵省、法務省等と協議した内容が記載されている。

イ 不開示理由

文書1408の不開示部分に記載された情報は、在日韓国人の法的地位問題について、政府部内で検討した内容が率直な見解を交えて具体的かつ詳細に記されており、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(47) 日韓会談に対する韓国首席代表の考え方（文書1409・乙第128号証、番号51）

ア 不開示情報の内容

文書1409（乙第128号証）は、昭和35年11月19日付で外務省北東アジア課が作成した「日韓会談に対する韓国首席代表の考え方」と題する内部文書である。

文書1409のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は7頁（-7-）下から4行であり、日韓国交正常化交渉に向けた日韓会談の韓国側の人事に関する外務省の率直な見解が記載されている。

#### イ 不開示理由

文書1409の不開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化に向けた日韓会談の韓国側の人事に関し、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した率直な意見を交えた具体的な内容であり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

### （48） 日韓会談に関する澤田代表の講話（文書1421・乙第129号証、番号52）

#### ア 不開示情報の内容

文書1421（乙第129号証）は、外務省アジア局第1課が作成した日韓会談に関する澤田代表の講話を始めとする内部文書等である。

文書1421のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①23頁（-23-）右から4行目ないし5行目の2行分、②44頁ないし51頁（-42-に「次頁以下8頁不開示」と記載された部分）であり、①の不開示部分に記載された内容は、日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の概要の一部であり②の不開示部分に記載された内容は、日韓国交正常化に向けた外務省内部において検討した内容が記載されている。

#### イ 不開示理由

①の不開示部分に記載された情報は、日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表から他の会議代表団と随行員に対する講話の一部であり、いわゆる李承晩ラインに関する具体的な見解が述べられており、②の不

開示部分に記載された情報は、日韓国交正常化について朝鮮総連との関係について外務省内部で検討した内容が具体的かつ率直に記されており、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

(49) 高杉代表の発言問題（文書1422・乙第130号証、番号53）

ア 不開示情報の内容

文書1422（乙第130号証）は、外務省が作成した「高杉代表の韓国新聞・ラジオ記者会見」、「高杉発言」問題の概要、「椎名訪韓、高杉発言等について」、「高杉発言関係の経緯」、「日韓首席代表会談席上の高杉代表発言」、「一部新聞報道に対する高杉晋一日韓会談政府代表の釈明について」と題する内部文書及び政府代表就任挨拶のための記者会見で日本の韓国統治には良い面があったとの趣旨の発言が報じられたいわゆる「高杉発言」関連の電報によって構成されている。

文書1422のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、①29頁（-29-）2行目ないし3行目及び②32頁（-32-）9行目ないし10行目であり、いずれも新聞報道された「高杉発言」に関する高杉政府代表自身による見解が具体的に記載されている。

イ 不開示理由

文書1422の不開示部分に記載された情報は、いずれも、政府代表就任挨拶のための記者会見で、日本の韓国統治には良い面があったという趣旨の発言が報じられたいわゆる「高杉発言」に関し、そのような報道の背景事情に関する高杉政府代表自身による見解が具体的かつ率直に記されており、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事

務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。

**(50) 日韓会談に関する韓国紙の観測（文書1424・乙第131号証、番号54）**

**ア 不開示情報の内容**

文書1424は、外務省が作成した昭和28年7月31日付け「日韓会談に関する韓国紙の観測」、昭和32年2月22日付け「韓国事情の話しに関する件」、昭和35年10月20日付け「韓国側動静の件」、同年10月28日付け「新潟会議妥結の日韓会談への影響」、同年11月8日、同年12月12日付け及び昭和36年4月8日付け「韓国側代表動静の件」、同年2月7日付け「鮮千宗源の内話に関する件」と各題する内部文書により構成されている。

文書1424のうち、不開示理由2に基づく不開示部分は、51頁（-51-）左から2行分、53頁（-53-）左から2行目分及び56頁（-56-）右から3行目ないし6行目までの3行分であり、いずれも、昭和32年2月22日付け「韓国事情の話しに関する件」と題する文書中にあり、韓国の内政及び李承晩大統領に関する、我が国の爾後の対応について外務省内部で検討した内容が具体的に記載されている。

**イ 不開示理由**

文書1424の不開示部分に記載された情報は、李承晩大統領に対する対応策について、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した様子等が率直な見解を交えて具体的に記されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、國の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報（法第5条3号、6号）に該当する。